

# 四街道市第6回農業委員会議事録

令和3年9月8日(水)

## 第6回農業委員会総会会議次第

日時： 令和3年 9月 8日  
午後 2時00分より

場所： 福祉センター3階第1会議室

### 1. 開 会

### 2. 議事録署名委員の指名

3番 中村 永治 委員

5番 細野 裕樹 委員

### 3. 議 事

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第2号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について

### 4. そ の 他

### 5. 閉 会

出席委員（12名）議席順

1番 中村 礼奈	2番 永野 久雄
3番 中村 永治	5番 細野 裕樹
6番 佐藤 慎一	7番 小金井 貞夫
8番 江原 清	10番 三石 浩
11番 海保 芳久	12番 井岡 信夫
13番 林田 静治	15番 橋本 豊

欠席委員（2名）議席順

9番 佐藤 由美子	14番 岡田 英明
-----------	-----------

会議に出席した事務局職員の職・氏名

局長補佐	渡辺 弘之
主任主事	酒井 哲也
主事	遅澤 瑞希

# 令和3年度第6回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和3年9月8日（水）

午後 2時00分より

場所：福祉センター3階 第1会議室

## 1. 開 会

○議 長（江原会長） 令和3年度第6回定例農業委員会総会を開会いたします。

## 2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

○議 長 本日の出席委員は12名ですので、会議規則第9条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員は3番中村永治委員、5番細野委員お願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

## 3. 議 事

○議 長 議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号1項について説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

譲受人は、中古自動車及び部品を輸出する会社を経営しており、市内栗山に本社を置き、大日に保管場所を借りていますが、賃借地は使い勝手が悪く、また事業拡大を目指すことから、新たに置き場を購入し、経営基盤の安定化を図ることとしました。

申請地は、3,773平方メートルの畑で、中古自動車及び中古自動車部品置き場、駐車場として使用します。賃借地より広く接道状況も良い場所であり、自社専用となるため管理しやすく物流コストも抑えられ、利便性、有用性があると考えました。

敷地内は碎石敷きとし、用水は使用せず、雨水は敷地内で自然浸透とします。工事中は近隣に迷惑がかからないよう、細心の注意を払います。

周辺農地への影響については、境界はコンクリート布基礎に鋼板フェンスを設置し被害防除対策を講じます。近隣耕作者へは状況を説明し、了解をいただいています。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、14ページ及び15ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項について、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いいたします。

○井岡委員 12番井岡です。9月1日に、事前調査会を行いました。只今事務局の説明のとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の佐藤慎一委員、説明をお願いします。

○佐藤委員 6番佐藤です。事務局、班長の説明のとおりですが追加の説明をします。この畑は畑管が通っていますので譲渡人と畑管の責任者で、止める場所を決めてから工事を始めるという事です。また、お配りの資料で説明しますが、番号1・2・3の角は、2メートル×2メートルで隅切りします。番号1から8の道路については、3.6メートルの道路ですが20センチメートルセットバックを行います。説明については以上です。

○議 長 議案第1号整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 永野委員。

○永野委員 2番永野です。部品の置場に、エンジンやラジエーター等、敷地内に困るようなものは置かないと言う理解でよろしいでしょうか。それと、ピットに置くという事ですが、図面ではピットは平面でしか書いてないが、ピットという言葉使うと高さがあるのかなという気がします。例えば穴を掘るとか。説明をお願いします。

○事務局 ピットについてですか、解体用のピットではなく、荷物を積み下ろすためのものです。既存の置場を大日に持っており、エンジン等油の出るものはそちらに置くとのことです。なお、大日の置場はヤード条例の県への届出は済んでいます。

○議 長 永野委員。

○永野委員 ピットに溜まった水は、ポンプで汲んで場内で浸透させる事でいいですね。

○事務局 そのように聞いております。

○議長 永野委員。

○永野委員 意外と表面に油が浮いている例を多く見えています。敷地内で適切に処理してくれればよいと思いますが、大丈夫ですかね。

○事務局 大丈夫だと思います。

○議長 他に質問はありますか。

○議長 橋本委員。

○橋本委員 20cmのセットバックは、元々杭があり、そこから下がるのですか。

○佐藤委員 元々打ってある杭より下がります。

○議長 他に質問はありますか。

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議長 次に、議案第1号の整理番号2項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 整理番号2項について説明いたします。

申請地は、鹿放ヶ丘の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断される場所です。

譲受人は、建設業を営んでおり、隣接地に事業所を所有しています。自身の会社の資材置き場として貸し出すため、当該用地を購入するものです。

申請地は、1,983平方メートルの畑で、資材置き場として使用するものです。事業所と接していることから、資材の移送が容易となります。

敷地内は、整地し砂利を敷きます。用水は使用せず、雨水は自然浸透処理とします。

周辺農地への影響については、安全鋼板で囲い隣接地に砂利などが入り込まないようにします。近隣耕作者へは状況を説明し、同意書をいただいています。

資金については、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。信用につきましては、過去に重大な違反行為はありませんでした。他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、14ページ及び16ページの案内図をご覧ください。  
説明は以上です。

○**議長** 議案第1号整理番号2項について、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いいたします。

○**井岡委員** 12番井岡です。9月1日、事前調査会を行いました。只今事務局の説明したとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○**議長** 地区担当の三石委員、説明をお願いします。

○**三石委員** 10番三石です。只今事務局と班長から説明があったとおりですが、捕捉いたします。現在は、北側を資材置場として使っていますが、更に拡張して南側も資材置場として利用するものです。

車の出入口などについては、今現在使っている資材置場から出入りするようになります。周辺に農地が残っているので、周りは3mの鋼板で囲うという事です。先日の調査会で、多少外から見え方がいいのではないかという意見があり、網目状の鋼板を設置してくれることになりました。

○**議長** 議案第1号整理番号2につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第1号整理番号2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○**議長** 全員賛成ですので、議案第1号整理番号2項につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第2号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。  
事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号 令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について、四街道市長より、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定を求められたものです。

3ページをお開き下さい。

令和3年度第6次農用地利用集積計画（案）です。今回は、新規4件更新2件となります。また、借受者は、3人と1法人になります。

番号1につきましては、鹿放ヶ丘の畑2筆で更新、利用権は賃借、終期は令和5年9月30日となります。

番号2につきましては、大日の畑4筆で更新、利用権は使用貸借、終期は令和8年9月30日となります。

番号3につきましては、吉岡の畑1筆で新規、利用権は使用貸借、終期は令和8年9月30日となります。

番号4につきましては、鹿放ヶ丘の畑4筆で新規、利用権は賃借、終期は令和6年11月30日となります。

4ページをお開き下さい。

番号5につきましては、山梨の畑5筆で新規、利用権は賃借、終期は令和6年9月30日となります。

番号6につきましては、山梨の畑2筆で新規、利用権は賃借、終期は令和6年9月30日となります。

5ページは、利用権の設定を受ける者の農業経営の状況等です。内容は記載のとおりです。説明は以上です。

○議 長 議案第2号につきまして、事務局から説明がありました。  
質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。  
議案第2号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号につきましては可決いたします。

○議 長 次に、議案第3号「農業振興地域整備計画変更申請について」の整理番号1項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 6ページをお開き下さい。

議案第3号 農業振興地域整備計画変更申請について、四街道市長より、農業振興地域整備計画の変更計画について、意見を求められたものです。

整理番号1項は、亀崎の畑1, 341平方メートルで、車両置場に転用したいということで、農用地区域の除外の申出があったものです。

説明は以上です。

○議 長 議案第3号整理番号1項につきましては、去る9月1日に第3班による事前調査会が行われております。

班長の井岡委員、説明をお願いします。

○井岡委員 12番井岡です。本件についても9月1日、事前調査会を行いました。只今事務局の説明したとおりです。詳しい説明につきましては、地区担当委員よりお願いいたします。

○議 長 地区担当の林田委員、説明をお願いします。

○林田委員 13番林田です。申請の事業体は行政区としては佐倉市になります。隣接の畑を借り、ダンプトラック10台の車両置き場という事業計画になっております。

○議 長 議案第3号整理番号1につきまして、事務局及び班長、地区担当委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号整理番号1項につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議 長 全員賛成ですので、議案第3号整理番号1項につきましては可決いたします。

○議 長 次に協議報告に入ります。協議報告第1号「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 7ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項と2項の2件です。

いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者が、自らの農地を、公衆用道路、専用住宅に転用するという届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第2号「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 8ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したので報告いたします。

整理番号1項から10ページの整理番号6項までの6件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、権利の移転を受けて専用住宅に転用するという届出です。

内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第3号「農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 11ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地の転用事実に関する照会に対する専決処分について、千葉地方法務局より2件の農地の転用事実に関する照会があったので、現地調査を行い、調査の結果を回答したので報告いたします。

整理番号1項は、8月12日に小金井委員と事務局で現地確認し、非農地と回答いたしました。

整理番号2項は、すでに転用を許可している土地であることから、非農地と回答いたしました。内容は記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第4号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」

事務局の説明をお願いします。

○事務局 12ページをお開き下さい。

協議報告第4号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたので報告致します。

整理番号1項の資材置場への転用につきましては、8月5日に佐藤慎一委員と事務局で現地を確認したところ、申請どおりに完了されておりました。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 次に、協議報告第5号「転用事実確認証明願に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 13ページをお開き下さい。

協議報告第5号 転用事実確認証明願に対する専決処分について、農地法第5条の許可処分に対する転用事実確認証明願の提出があったのでご報告致します。

整理番号1項は、大日の資材置場及び駐車場で、8月4日に中村永治委員と事務局で現地を確認しております。

整理番号2項は、和良比の資材置場で、8月4日に小金井委員と事務局で現地を確認しております。内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議長 協議報告第1号から第5号について、事務局から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号は、終了いたします。

○議長 以上で、本日の議案及び協議報告については、終了いたします。

#### 4. その他

○議長 次に、その他に入ります。委員から何かございますか。

○議長 事務局から何かありますか。

○議長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

10月の開催予定については、事前調査会が10月1日の金曜日に、第1班の委員にお願いします。また、総会が10月8日の金曜日の午後2時から、場所は福祉センター3階第1会議室です。

農地相談日は10月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたらお願いします。

## 5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので会議を閉会いたします。

閉会午後 2 時 3 2 分

令和3年 9月 8日

農業委員会長

印

議事録署名委員

3番

印

5番

印